

プロジェクト会議の設置について（案）

令和 8 年 2 月
議会事務局総務課

令和 8 年 2 月 3 日の代表者会議で、政務活動費のガイドラインの見直しにあたり、議会改革推進会議で検討を行うことが決定されたので、次のとおりプロジェクト会議を設置し、検討を行うこととする。

1 名称

政務活動費ガイドラインに関する検討プロジェクト会議

2 目的

- ア 宿泊費を実費支給とすることに伴うガイドラインの改正
（令和 8 年 4 月 1 日施行）
- イ 各会派に照会し、提出された論点
- ウ その他（ガイドライン策定時に参考とした資料が更新されていない）

3 構成

- （1）〇名の委員で構成する。
- （2）正副座長については、議会改革推進会議役員から選出する。

4 その他

検討方法、スケジュールは、発足後のプロジェクト会議において定める。